

秋田県公報

目次

ページ

秋田県監査委員公告
副知事様へ贈った指輪の公表(一).....1

監査委員公告

監査結果公告第18号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。
平成17年4月8日

| | | |
|---------|-----|------------|
| 秋田県監査委員 | 安 杖 | 正 義 |
| 秋田県監査委員 | 山 原 | 龍 典 |
| 秋田県監査委員 | 小 田 | 昭 郎 |
| 秋田県監査委員 | 和 玉 | 夫 和 |
| 財 | | 831 |
| | | 平成17年3月18日 |

秋田県代表監査委員 様

秋田県知事 寺 田 典 城

監査の結果に基づき講じた措置について(通知)
平成17年2月24日付け監委 933 4で通知のありましたことについて、別紙のとおり提出します。
別紙

監査箇所名 秋田空港ターミナルビル株式会社

監査年月日

平成17年1月8、9日

〔指摘事項〕

1 決裁関係

工事契約、業務委託契約、物品購入契約において、職務決裁権限規程に基づく社長決裁、取締役会決裁が行われていないものが多数あるので、規程に基づき適正に執行すること。

(1) 社長未決裁契約事例

| | |
|-----------------|---------------|
| 旅客ビル車寄せ部天井補修工事 | 1,050,000 円 |
| ビル前歩道部滑走事故防止工事 | 2,700,000 円 |
| ゴミ処理業務委託 | 5,754,000 円 |
| ゴルフクラブ(レンタル用)購入 | 5,400,000 円ほか |

(2) 取締役会未決裁契約事例

| | |
|----------------|---------------|
| フライトインジケータ更新 | 70,000,000 円 |
| ボーディングブリッジ更新工事 | 106,500,000 円 |

2 費用関係

(1) 交際費

多くの交際費が事前の申請がないまま使用されているほか、支払整理調書に支出目的、懇談相手等が記載されていないものや、会社の交際費として支出が妥当であるか確認しないまま支出されているものが多数ある。

また、私的と思われる懇談経費やゴルフ経費、社員同士の懇談経費などの不適切な支出があったほか、クレジットカードが不適切に使われているので、支出の実態を精査し、業務と無関係な経費については、返還を求めるとともに執行基準を整備するなどの措置を講ずること。

(2) 旅費交通費

ア 日帰り出張において、日当の半額を支給すべきところを1日分の日当を支給しているもの、片道50km以内の出張には勤労手当を支給しないとしているにも拘わらず支給されているものがあるため、所要の措置を講ずること。

イ 旅行命令書を作成せずに精算書のみで旅費を支給しているほか、決裁権者である部長の押印がないものや復命書が作成されていないものが多数見られるので、規程に従い適正に事務を執行すること。

3 契約関係

事前発注と思われるもの、意図的と思われる変更契約による追加発注、数社からの見積のうち一番高い価格の業者との契約、指名競争入札をせず

見積合わせとした契約、職務決裁権限規程を無視した契約など不適切な契約事務が見られる。

また、固定資産の取得等において、計画段階で常務会等の社内協議を経ないで、担当レベルで契約事務が進められているものが見られる。

今後、契約事務の執行に当たっては、諸規程に基づき適正に執行すること。

不適切な契約事例

(1) 工事契約関係

ア 「ライオンインジケータ（国内線運行案内表示版）の更新」について

(ア) 事業実施に当たり、見積書の提出依頼を行っているが、事業費や機能の検討が十分されておらず、社長の裁可を仰がず部長決裁で行われている。

(イ) モノクロ、3色カラーに比較し価格も高く、国内での導入例もないフルカラー機種が、導入コストを広告収入で回収するという理由などで選定されているが、広告媒体として使用するために、インジケータ自体をフルカラーにすることには、経済的合理性を認めたい。

(ウ) 2回目の支払いにおいて、契約者でない韓国のメーカーに対し信用状付輸入為替手形を組み、31,000千円支払いしており、その手続きの経緯が不明瞭となっている。

イ 「ボーディンググラフィック（国内線旅客搭乗橋）更新工事」について明確な理由もなく指名競争入札としないで、見積合わせにより契約している。

また、取締役会決裁事項であるのに拘わらず、社長決裁で処理している。

ウ 「国内線旅客ターミナルビル改修工事」について

当初に一括工事で競争入札するか、別途に見積合わせで契約すべき「女子トイレ増設工事」を、合理的理由もなく変更契約で追加注している。

エ 「国内線旅客ターミナルビル改修工事設計監理監督業務」について契約締結同いが、2ヶ月を経過した後の工事監理期間中に行われ、事後決裁となっている。

(2) 委託契約関係

経理業務、免税店業務、インフォメーションカウンター業務を、社長

決裁を得ずに、他社との価格比較もなく、ラウンジ業務を委託している業者に変更契約で委託している。

(3) 物品購入契約関係

ア 「案内カウンターに設置する映像機器」の導入について

2社から見積書を徴取していたが、合理的な理由もなく高価格の業者と契約している。

イ 「レンタル用ゴルフセット」の購入について

500千円以上の契約は社長決裁となっているにも拘わらず、社長決裁を得ずに、単独随意契約で購入している。

4 収入関係

(1) 未収金について、平成14年度以前発生分（レストランテナント）については、その処分を検討するとともに、15年度発生分（販売テナント）については、引き続き計画的回収に努めること。

(2) 懇談相手が経費の一部として送金してきたものについて、受け取り後、半年経過した後に入金処理されているものがあつたので、今後、適切な会計処理に努めること。

〔所管課措置事項〕

1 決裁関係

工事契約、業務委託契約、物品購入契約において、職務決裁権限規程どおりの決裁が行われていなかった件については、社内の法令遵守意識の向上を図るため、コンプライアンスマニュアルや倫理規程を策定したところであり、県としても職務決裁権限規程及び倫理規程の遵守等について社内に周知徹底が図られるよう指導助言してまいります。

2 費用関係

(1) 交際費

懇談やゴルフ経費及びクレジットカードの使用については、社内に設置された検討委員会で支払いの妥当性を精査し、不適切と判断されたものについては、返還措置を講ずるとともに、今後の交際費執行基準の明確化を図るため、「交際費管理規程」を策定し、厳正な処理を行うこととしていますが、県としても同規程に基づき、適正かつ厳正な執行が図られるよう指導助言してまいります。

(2) 旅費交通費

日帰り出張において、日当の半額を支給すべきところを1日分の日当を支給しているものや、片道50km以内の出張には勤労手当を支給しな

いとしているにも拘わらず支給した不適切な執行については、平成15、16年度執行分の確認を行ったうえで、返還手続きを行うとともに、国内旅費規程の周知徹底を図っていくこととしていますが、県としても、同規程遵守の徹底を図るとともに、旅費支出の妥当性を再点検したうえで適切な措置を講ずるよう指導助言してまいります。

3 契約関係

工事契約、委託契約、物品購入契約で指摘のあった不適切な契約事務執行を今後防止するために、職務決裁権限規程の見直しやコンプライアンスマニュアル策定等の諸規程の点検整備を行うとともに、常務会による社内チェック体制の強化を図りながら社内への周知徹底を行っているところでありますが、県としても、契約事務に関して適正な事務執行が図られるよう指導助言してまいります。

4 収入関係

- (1) 平成14年度以前発生のレストランテナントに係る未収金及び、平成15年度発生の販売テナントに係る未収金については、適切な処理及び計画的回収に努めるよう指導助言してまいります。
- (2) 懇談相手が経費の一部として送金してきたものの、その入金処理が遅れていたものについては、今後、入金処理に遅延が生じないよう速やかな事務処理に努めるよう指導助言してまいります。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄